

焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税の推進を図るとともに、市内産業の活性化に寄与することを目的として、ふるさと納税を行った市外に住所を有する個人（以下「寄附者」という。）に対してお礼品を贈呈する焼津市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づき寄附金申出書（第1号様式）を提出する方法又は市長が別に定める方法で申込みをし、市に寄附を行うことをいう。
- (2) 企業等 市内において本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の事務及び生産拠点又はサービスの提供場所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 参加企業 第4条第2項の規定による承認を受けた企業等をいう。
- (4) お礼品 参加企業が取り扱う商品又はサービスで、第4条第4項の規定による承認を受けたものをいう。

(お礼品の贈呈等)

第3条 市長は、寄附者からのふるさと納税額の区分に応じ別に定めるお礼品を当該寄附者に贈呈するものとする。ただし、寄附者がお礼品の受取を希望しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定によるお礼品の贈呈は、参加企業がお礼品を寄附者に送付することにより行うものとする。この場合において、参加企業は、お礼品の送付に要する費用が市が別に示すお礼品の送付に要する費用に比して不相当に過大なものとならないよう配慮しなければならない。

3 参加企業は、前項の規定により寄附者に対しお礼品を送付したときは、その旨を市長に報告するとともに、お礼品代金及び当該送付に係る費用を市長に請求するものとする。

(企業等の参加及びお礼品の登録)

第4条 事業に参加を希望する企業等は、焼津市ふるさと納税推進事業参加申請書兼誓約書（第2号様式）を市長へ提出し、その承認（以下「参加承認」という。）を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、焼津市ふるさと納税推進事業参加承認書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、参加期間は、申請書を提出した日の属する年度の末日までとし、特段の事情がない限り、1年ごと自動更新するものとする。

3 参加企業は、市長に対し、焼津市ふるさと納税お礼品登録申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて申請し、市長の承認（以下「登録承認」という。）を受けなければならない。

- (1) 対象商品の紹介文書及び画像データ

(2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、お礼品として適当であると認めたときは、焼津市ふるさと納税お礼品登録承認書(第5号様式)により参加企業に通知するものとする。

5 第3項及び前項の規定は、参加企業がお礼品を変更しようとするときについて準用する。ただし、軽微な変更である場合についてはこの限りでない。

6 参加企業は、第4項の規定により承認されたお礼品について、物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準(平成31年総務省告示第179号。以下「総務省告示」という。)第5条に規定する総務大臣が定める基準(以下「地場産品基準」という。)及び食品表示法(平成25年法律第70号)第4条に規定する遵守すべき事項が記載された書類の整備及び保存をしなくてはならない。

(参加承認の基準)

第5条 市長は、参加申請のあった企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加承認をしないものとする。

(1) 市税の滞納がある場合又は申告義務があるにもかかわらず、市税の申告をしていない場合。

(2) 焼津市広告掲載要綱(平成22年焼津市告示第24号)第3条各号に掲げる業種又は事業者該当する場合

(3) 全体の申請数その他の事情により、承認をすべきでないとした場合

(4) その他市長が不適当であると認めた場合

(登録承認の基準)

第6条 市長は、お礼品登録申請のあった企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認をしないものとする。

(1) 地場産品基準及び食品表示法等(解釈を含む。)(以下「国が定める法令等」という。)に適合しない場合

(2) 当該企業等が申請するお礼品の数がこの事業で登録されたすべてのお礼品の数に占める割合その他の事情により、承認をすべきでないとした場合

(3) 他の企業等が生産、製造等した製品をお礼品として提供するに当たって、当該他の企業等の承諾を得ていない場合

(4) その他市長が不適当であると認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号のいずれにも該当しない企業であっても、市長は総務省告示が定める基準に照らし、登録申請があったお礼品の贈呈に要する経費等が寄附額に応じた適切な額と認められない場合は登録承認をしないことができる。

(再委託等の禁止又は制限)

第7条 参加企業は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りでない。

(事業参加の辞退)

第8条 参加企業は、事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに焼津市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(参加承認の取消し)

第9条 市長は、参加企業が第5条各号のいずれかに該当することとなった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、参加承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第7条の規定により、焼津市ふるさと納税推進事業参加辞退届が提出された場合
- (2) 廃業した場合
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続が開始された場合
- (4) 虚偽の申請等を行った場合
- (5) 登録承認をしたお礼品の虚偽の申請等により、市へ損害を与えた場合
- (6) お礼品の内容等について、市の指導及び調査に応じない場合
- (7) お礼品の登録申請が登録承認を受けた日以後1年以上確認できない場合
- (8) その他参加企業又はお礼品が事業にふさわしくないものと認められた場合

(登録承認の取消し)

第10条 市長は、登録承認したお礼品が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録承認を取り消し、又は出品の停止をすることができる。

- (1) 登録承認したお礼品について廃止の申出があった場合
- (2) 登録申請のあったお礼品に内容の不備又は納期の著しい遅れがあった場合
- (3) 登録承認に係る申請の内容に虚偽があった場合
- (4) 国が定める法令等の変更等により、お礼品としてふさわしくないと認められた場合
- (5) 登録承認したお礼品について、当該お礼品を返礼品として選択する寄附が登録承認を受けた日から1年以上確認できない場合
- (6) 登録承認したお礼品について、当該お礼品を返礼品として選択した寄附の申込が最後にあった日から1年以上確認できない場合
- (7) その他お礼品が事業にふさわしくないと認められた場合

2 市長は、事業に係る市の予算が市議会において可決されないときは、直ちに参加申請の受付を中止するとともに、新たな参加承認を行わないものとし、既に参加承認を行ったものについては、当該承認を取り消すものとする。

(実地調査の実施)

第11条 市長は、参加企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、参加企業に対し実地調査の実施を行うことができる。

- (1) お礼品の内容について寄附者から苦情が寄せられ、参加企業の責任が重いと市が判断した場合又は同様の苦情が度重なる場合
- (2) お礼品の内容が国が定める法令等に違反しているおそれがある場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

(損害賠償の義務)

第12条 参加企業は、当該事業の遂行に当たり、市又は寄附者に対して損害を与えた場合は、その損害を市又は寄附者へ賠償しなければならない。ただし、市の責に帰すべき事由により損害が生じた場合を除く。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は市長が別に定め

る。

附 則（平成26年9月30日告示第236号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成26年10月1日以降になされるふるさと納税について適用する。
- 2 この告示の施行日前に提出された焼津市ふるさと納税推進事業参加申込については、この告示の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成27年5月8日告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年5月18日告示第177号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年9月4日告示第241号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年5月31日告示第172号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年6月13日告示第183号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年10月24日告示第273号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年8月15日告示第226号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第245号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年7月22日告示第225号）

- 1 この告示は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第4条第3項の規定による市長の承認を受けている企業等は、改正後の焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱第4条第2項の規定による参加承認及び第4条第4項の規定による登録承認を受けたものとみなす。
- 3 この告示の施行の日前に旧要綱の規定に基づいてされた寄附の申込みに係るお礼品の贈呈については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月24日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年8月1日告示第241号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和6年6月11日告示第229号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第4条第2項の規定による参加承認及び第4条第4項の規定による登録承認を受けている企業等は、改正後の焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱第4条第2項の規定による参加承認及び第4条第4項の規定による登録承認を受けたものとみなす。

附 則（令和7年9月11日告示第310号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第9条第7号の改正規定及び第10条第1項第4号の次に2号を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱で定める様式によりなされた申請、承認その他の行為は、この告示の改正後の様式によりなされたものとみなす。